

25 経営第3700号  
平成26年4月1日

47都道府県知事 殿

経営局長

「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の運用について」等の廃止について

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。以下「改正法」という。）が平成26年4月1日から施行されることに伴い、下記の通知（以下「廃止通知」という。）については、同日付けで廃止することとしたので、御了知願いたい。

ただし、

- (1) 改正法附則第8条の規定に基づく就農計画の認定
- (2) 改正法附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされる旧就農支援資金の貸付け等
- (3) この通知の施行前に貸し付けられた経営体育成強化資金及び農業近代化資金の借入手続
- (4) この通知の施行前に改正法附則第8条第1項に規定する旧就農促進法第4条第1項の認定を受けた者（改正法附則第8条第3項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以後に行われる経営体育成強化資金及び農業近代化資金の借入手続

についての廃止通知の規定の適用については、なお従前の例による。

なお、貴局管内の県知事宛てには別途通知したので、念のため申し添える。

記

- 1 「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の運用について」（平成7年2月15日付け7農蚕第949号農蚕園芸局長通知）
- 2 「就農支援資金国の貸付金貸付等要領の制定について」（平成7年2月15日付け7農蚕第989号農蚕園芸局長通知）